

和歌山県剣道連盟
各 支 部 長 様
居 合 道 委 員 長 様
杖 道 委 員 長 様

和 歌 山 県 剣 道 連 盟
会 長 世 耕 弘 成
(公印省略)

剣道・居合道・杖道称号審査案内

1. 教士号審査

- (1) 審査会期日 剣道は令和7年5月6日(火・休)、居合道・杖道は令和7年5月3日(土・祝)
- (2) 受験資格 錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過(令和5年5月31日以前に取得)した者。
注、和剣連では、上記に該当し、併せて令和5年・令和6年度和剣連が開催した講習会等の参加実績、及び和剣連年会費納入した者でなければ推薦出来ませんので注意してください。
- (3) 試験方法 (1)受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、和剣連に提出する
(2)年齢基準は剣道は審査当日(5月6日)とする。居合道・杖道は(5月3日)とする。
- (4) 合格発表 後日、和剣連に合格通知が送付されます。 剣窓(6月号に掲載)及び全剣連ホームページに記載(<http://www.kendo.or.jp/>)されます。
- (5) 申込方法及び締切 令和7年2月24日(月)までに審査料(21,000円)を添えて各支部に申込み下さい。支部は取りまとめのうえ、所定の日までに和剣連事務局まで送付してください。

2. 錬士号審査

- (1) 審査会期日 剣道は令和7年5月6日(火・休)、居合道・杖道は令和7年5月3日(土・祝)
- (2) 受験資格 ①六段受有者で、受有後1年以上を経過(令和6年5月31日以前に取得)した者。
②五段受有者で、受有後10年以上経過(平成27年5月31日以前に取得)し、かつ、年齢60歳以上の者(称号・段位審査規則第11条2項による特例)
注、和剣連では、上記に該当し、併せて令和5年・令和6年度和剣連が開催した講習会等の参加実績、及び和剣連年会費納入した者でなければ推薦出来ませんので注意してください。
- (3) 試験方法 (1)受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、和剣連に提出する
(2)年齢基準は剣道は審査当日(5月6日)とする。居合道・杖道は(5月3日)とする。
- (4) 合格発表 後日、和剣連に合格通知が送付されます。 剣窓(6月号に掲載)及び全剣連ホームページに記載(<http://www.kendo.or.jp/>)されます。
- (5) 申込方法及び締切 令和7年2月24日(月)までに審査料(12,000円)を添えて各支部に申込み下さい。支部は取りまとめのうえ、所定の日までに和剣連事務局まで送付してください。